

社会福祉法人 仁泉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁泉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事を言う。また、評議員等とは、評議員及び苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員をいう。

2 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。

3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

4 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事長以外の理事が理事会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費(別表4)を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費(別表4)はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費(別表4)を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費(別表4)はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費(鉄道およびバスを組み合わせて利用する場合など)が、実費弁償費(別表4)を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長には定款21条(役員の報酬等)さらには、平成21年度第3回理事会、評議員会における確認(別記1)、及び平成30年度第2回理事会及び第2回評議員会における決議(別記2)を斟酌し、月額375,000円(税込)の報酬を支払う。その考え方は規程の後半部分に付記してある別記1及び別記2、参考1から参考3によるものである。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費(別表4)を支払うことができる。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の依頼を受けて法人及び施設の運営法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費(別表4)を支払うことができる。

- 4 理事長に対する退職慰労金は、別表5（理事長の退職慰労金算定式）により支給する。
- (1) 功績倍率は、理事長の功績や法人への貢献の度合いを考慮し、理事会で決める。
 - (2) 退職慰労金の支給額は、前号により計算したうえ、理事会及び評議員会で議決し決定する。
 - (3) 退職慰労金は理事長が退任後、評議員会の議決から3か月以内に支給する。
 - (4) 但し社会・経済情勢または法人の経営業績などにより、退職慰労金の支給によって法人の経営に支障をきたす恐れがある場合は、理事会の議決により、支給時期を延期、あるいは支給額を減額または停止することができる。

（監事の勤務報酬等）

- 第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費（別表4）を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費（別表4）を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費（別表4）はこれを支払わないものとする。
- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設への指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費（別表4）を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費（別表4）の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

- 第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費（別表4）を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費（別表4）を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費（別表4）はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費（別表4）を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費（別表4）を超える場合には、その実費とする。

（出席旅費）

- 第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員及び評議員選任・解任委員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より適用する。

この規程は、一部を改訂して平成29年6月16日から適用する。

この規程は、一部を改訂して平成31年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改定して令和4年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改定して令和7年6月15日から適用する。

別表1 (日額)

名称	報酬
理事会出席報酬等	7,000円
評議員会出席報酬等	7,000円
苦情対応第三者委員	7,000円

別表2 (日額)

名称	報酬
理事、評議員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円
苦情対応第三者委員	7,000円

別表3 (日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	12,000円	7,000円	実費

(注) 別表1～別表3に記載の評議員は、新しい定款に示す、評議員選任・解任委員会の委員にも適用します。

別表5 (理事長の退職慰労金算定式)

算出方法は以下の通りとする。

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率 (1~3)}$$

在任年数は1か年単位とし、1年未満の端数は1年に切り上げる。

別記 1 (平成21年度第3回理事会、評議員会第6号議案提案主旨)、(参考1、2)

【提案の主旨について】

初代理事長の故竹重一正氏が、医師であり創設者であったことや法人、施設の草創期であったこと。さらに社会福祉法人仁泉会の定款8条(定款準則に準拠)には、下記のような記載があることにも目配りし、また理事長の通常の勤務対応等も考慮して、長年にわたり月額8万円(税込み)の報酬ということにさせていただいてきました。

平成19年8月21日に就任された現理事長にも、今日まで初代理事長の報酬を踏襲させていただいています。

しかし新理事長は初代理事長とは違い、言わば一民間人ということでもあり、法人、施設に関わるすべての責任を負われるという立場にあること。勤務の実態法人代表として一定の社会的なステイタス、ポリシーは必要であろうこと。また経営の主たる財源が介護保険からの介護報酬によるものであることを踏まえなければならないこと。

そして新体制に移行をしたということ等々を総合的に判断し、概ね許容される社会性ある報酬ということで、月額30万円(税込み)をお支払いすることを提案するものです。

別記 2 平成30年度第2回理事会第4号議案、第2回評議員会第4号議案

【提案の趣旨】

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずるために、社会福祉法人制度改革が施行されました。

施行にあたって、理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督、理事長や業務執行理事の選定や解職をする役割を担いますが、理事長は、理事会の決定に基づき、法人の代表権を有するとともに、対内的に法人の業務を執行する権限も有することになりました。

これからの社会福祉法人は、その存在意義、公共性、非営利性、公益性を示すとともに、公的なセクターとして自律的な法人経営に取り組みなければなりません。また、公設民営ではなく、民設民営である当法人の経営を担っていくことを考えると、法人の代表権を有する理事長の責任は計り知れないものがあり、下記の算定根拠から報酬月額375,000円(税込)にすることを提案します。

【算定の趣旨】

役員報酬支給基準については、不当に高額でないことをはじめとするその内容の妥当性について検討する必要があります。

※不当に高額でないことの確認及び支給基準設定の根拠について

人事院実施の「民間企業における役員報酬(給与)調査」から、平成29年も調査結果によると、企業規模500人以上1000人未満の区分(一番規模の小さい区分)における専任取締役の平均年間報酬額は、18,755,000円(社長は41,267,000円)ということになっています。

ここから、

$18,755,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} = \text{月額} 1,562,917 \text{ 円}$

$1,562,917 \text{ 円} \div 21 \text{ 日} \div 8 \text{ 時間} = \text{時給} 9,303 \text{ 円}$

理事長の平成30年度の出勤日数は平均月6回であるので、

$9,303 \text{ 円} \times 8 \text{ 時間} \times 6 \text{ 回} = \text{月額} 446,544 \text{ 円} \dots \textcircled{1}$

更に平成31年2月における、正規職員の平均総支給額は273,463円 $\dots \textcircled{2}$

また、平成29年度の経常増減差額は9,735,000円 $\dots \textcircled{3}$

以上の検討により、本提案の内容は、「算定方法とその結果の報酬金額について妥当である」、「不当に高額とはなっていない」と考えます。

(参考 1)

(役員報酬等)

定款第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することが出来る。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(参考 2)

法人全職員の平成21年度の正規職員の平均基本給は、約22万円である。

当法人の平成26年度正規職員の平均基本給は、224,799円である。

また、月額賃金総支給額は、278,542円である。

(参考 3)

当法人の平成28年3月31日現在、在籍の正規職員の平均基本給は、211,955円である。

また平成28年3月31日現在、在籍の正規職員の基本給+扶養手当+住宅手当の賃金総支給額は、216,524円です。これに交替手当、通勤手当、介護職員処遇改善手当(介護職に限定)が支給されている。

以上